

【民間社員給料】

差 押 債 権 目 録 ( 1 )

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金 円 (請求債権目録記載の1)
- 2 (1) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り金 円ずつ (請求債権目録記載の2 )
- (2) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り金 円ずつ (請求債権目録記載の2 )
- (3) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り金 円ずつ (請求債権目録記載の2 )

債務者 ( 勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで  
ただし、頭書2 の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料 (基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。) から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1 (ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1 (ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

## 差 押 債 権 目 録 ( 2 )

(請求債権目録(2)の債権について)

金 円

債務者 ( ) 勤務) が第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料 (基本給と諸手当。ただし, 通勤手当を除く。) から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の 4 分の 1 (ただし, 上記残額が月額 4 4 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 4 分の 1 (ただし, 上記残額が 4 4 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお, 1 及び 2 により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 4 分の 1 にして, 1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例～養育費子ども2人の記載例】

## 差 押 債 権 目 録 ( 1 )

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金180,000円(請求債権目録記載の1)
- 2 (1) 平成19年3月から平成28年5月まで, 毎月末日限り金30,000円ずつ(請求債権目録記載の2(1))  
(2) 平成19年3月から令和元年8月まで, 毎月末日限り金30,000円ずつ(請求債権目録記載の2(2))

債務者( )勤務)が第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし, 頭書2の(1)及び(2)の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

### 記

- 1 給料(基本給と諸手当, ただし通勤手当を除く。)から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし, 上記残額が月額66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし, 上記残額が66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額)

なお, 1及び2により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして, 1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例】

## 差 押 債 権 目 録 ( 2 )

(請求債権目録(2)の債権について)

金 1, 0 0 0, 3 0 0 円

債務者 (                      勤務) が第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料 (基本給と諸手当。ただし, 通勤手当を除く。) から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の 4 分の 1 (ただし, 上記残額が月額 4 4 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 4 分の 1 (ただし, 上記残額が 4 4 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお, 1 及び 2 により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 4 分の 1 にして, 1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで

(注) 本差押債権目録は、民間の正社員の給料の差押えのひな形です。

役員報酬も含む場合やアルバイト、パートで時給、日給等の差押えの場合は本目録は使えません。その場合は、債権差押目録番号1か3の書式をご覧ください(3ページ目、4ページ目にあります。)。ただし、扶養料以外の差押え(本差押債権目録(2)関係)の場合は、差押範囲が2分の1とあるのを4分の1に訂正して使用してください(詳しくはお問い合わせください。)